

## 令和4年第7回南関町議会定例会（第3号）

令和4年9月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 報告第3号 令和3年度南関町財政健全化判断比率の状況について
- 日程第2 議案第47号 専決処分等の報告及び承認を求めることについて  
(令和4年度南関町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第3 議案第48号 南関町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第49号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 南関町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第54号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第55号 南関町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第57号 南関町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第58号 南関町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第59号 令和3年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第60号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第61号 令和3年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第62号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第63号 令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 19 議案第 64 号 令和 3 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 20 議案第 65 号 令和 3 年度南関町下水道事業会計決算認定について

日程第 21 議案第 66 号 令和 4 年度南関町一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 22 議案第 67 号 令和 4 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 23 議案第 68 号 令和 4 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 24 議案第 69 号 令和 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第 2 号)について

日程第 25 議案第 70 号 令和 4 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 26 議案第 71 号 令和 4 年度南関町下水道事業補正予算(第 2 号)について

日程第 27 議員派遣の件について

日程第 28 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第 7 号（令和 4 年 5 月 24 日受理）ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2023 年度政府予算に係る意見書

追加日程第 1 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第 7 号（令和 4 年 5 月 24 日受理）ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2023 年度政府予算に係る意見書

追加日程第 2 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

追加日程第 3 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

追加日程第 4 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

追加日程第 5 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

## 2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 福 山 美 佳 君

2 番 伊 藤 博 長 君

3 番 矢 野 修 一 君

4 番 西 田 恵 介 君

5 番 北 原 浩 一 郎 君

6 番 中 村 正 雄 君

7 番 杉 村 博 明 君

8 番 井 下 忠 俊 君

9 番 境 田 敏 高 君

10 番 山 口 純 子 君

11 番 立 山 比 呂 志 君

12 番 立 山 秀 喜 君

## 3. 欠席議員なし

## 4. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名 (12名)

町 長 佐 藤 安 彦 君 副 町 長 大 木 義 隆 君

教 育 長	谷 口 慶志郎 君	総 務 課 長	坂 田 浩 之 君
税 務 住 民 課 長	東 田 彰 夫 君	ま ち づ くり 課 長	竹 崎 俊 一 君
福 祉 課 長	田 代 由 紀 君	健 康 推 進 課 長	良 田 和 彦 君
経 済 課 長	田 口 明 君	建 設 課 長	嶋 永 健 一 君
教 育 課 長	武 田 博 君	会 計 管 理 者	田 中 龍 城 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	橋 本 清 孝 君	書 記	山 下 飛 鳥 君
-------------	-----------	-----	-----------

開会 午前 10 時 00 分

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、御手元に配付のとおりです。

日程第 1 報告第 3 号 令和 3 年度南関町財政健全化判断比率の状況について

○議長（立山秀喜君） 日程第 1、報告第 3 号、令和 3 年度南関町財政健全化判断比率の状況についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第 2 議案第 47 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 日程第 2、議案第 47 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 47 号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第 3 議案第 48 号 南関町職員の降給に関する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 3、議案第 48 号、南関町職員の降給に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、南関町職員の降給に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第4 議案第49号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 議案第49号、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第5 議案第50号 南関町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第5、議案第50号、南関町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、南関町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第51号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（立山秀喜君） 日程第6 議案第51号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第52号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（立山秀喜君） 日程第7、議案第52号、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 53 号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 8、議案第 53 号、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 53 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 54 号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

○議長（立山秀喜君） 日程第 9、議案第 54 号、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 54 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました

—————○—————

日程第 10 議案第 55 号 南関町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 10、議案第 55 号、南関町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、南関町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第11 議案第56号 公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 議案第56号、公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第議案第56号、公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第12 議案第57号 南関町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

○議長（立山秀喜君） 日程第12、議案第57号、南関町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。



[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、南関町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第13 議案第58号 南関町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第13、議案第58号、南関町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、南関町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第59号 令和3年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（立山秀喜君） 日程第14、議案第59号、令和3年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 98ページの文化財の委託料についてお尋ねします。

今農地の集積、集約化、経営基盤の一層の安定強化を踏まえてですね、各種の農業農村整備、土地改良事業が行われております。農業の高付加価値などを推進することに、農業の改造改革を図ることが不可欠です。土地改良を取り行うにはですね、遺跡があれば発掘調査があります。そこで、今言いました文化財のですね、発掘調査業務委託料ですけど、この38,093千円の業者設定をどのように執り行われましたかお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（武田博君） 9款4項6目文化財費の繰越し明許費、委託料、12節の委託料、発掘業務発掘調査業務委託料についてお答えいたします。業者選定につきましては、入札を行

いまして、業者の決定を行っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 上長田前田遺跡発掘調査で調査業者受託者がですね、ここでは用地提供謝礼として所有者に支払われていると聞いております。この中の一人にですね、「ちちやまひでき氏」という名前があるとのことですがここにおられる議員の同姓同名の方ですか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（武田博君） はい。同一人物でございます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 町のですね、政治倫理条例では、議員は金品の授受の行為をしてはならないとなっております。また町工事のですね、などの請負契約を辞退し、下請についても疑念の念を抱かせないように努めなければならないとなっております。今回の件はですね、工事契約でもない用地の提供での謝礼金授受です。金額に関係なく、私は町民に対してですね、自ら進んで高潔性を実証するにもですね、私は断るべきだったと思います。町はこういうことがないように業者にも指導するべきではなかったのか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（武田博君） 今回の件につきましては、町の顧問弁護士にも相談いたしまして、条例に違反してないという見解を得ております。以上です。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 今回の関連になるんですけども、今ちょっと自分がこれ、どっちしたもんかなと思って聞いてたんですけど、課長の答弁で町の条例って言われましたけど、これは議員条例としてはどうなってるんでしょうか。事務局わかりますか。

○議長（立山秀喜君） 暫時休憩します。

○議長（立山秀喜君） 会議を開きます。

会議の途中でありましたので、これを続行します。答弁のほうお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） 南関町政治倫理条例に関してどうか、ということで回答いたしたいと思います。南関町政治倫理条例におきましては、第3条で、町工事等の契約に関する遵守事項ということで、町工事等の請負契約について、規定がありますけれども、こっち、先ほどの質問の方は土地の謝礼ということで、この件につきましてここに規定していないことは先ほど弁護士の見解がそうであれば、問題ないかと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） いや、それは町の条例ですか、議員立法、議員には何もそういった条例はないですかね。

○議長（立山秀喜君） 事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） 議員そのものはなくて、こちらは南関町の政治倫理条例になると思います。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。これは謝礼を払った方、払ってない方。どちらがどう言うふ

うな言い方をしたか、もう今それは定かではありません。ですから贈収賄に問われることはまずないとは思いますが、今議員の信用信頼性がこれだけ今低下してる中でですね、議員自体がそういったところの疑いの目を向けられるようなことをしたらどうかという、そこが一番肝腎なところじゃないかと思しますので、その議員立法とかがあればそこを尋ねたわけですが、それに対する議員を問い正す議員をある程度こう、基準を設けるようなそういった条例は、議員に対しては何もないということですか。ここ3回目ですから、そこを答えてください。

○議長（立山秀喜君） はい、事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） 現在のところこのピンポイントでの条例はないと思います。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（立山秀喜君） 討論。8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 先ほど、ないと言われたけどですね、これは今後の指針として、議会でもそういった議員条例というのをつくったらどうかと思いますけれども、これに関してはどうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 11番議員。

○11番議員（立山比呂志君） はい、今の件ですけどもこれはですね個人的に決められないと思うので、今後の全員協議会とかですね、そういうところで決めたいと思いますけどそれではよろしいでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 反対じゃなかです。よかです。

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、令和3年度南関町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

#### 日程第15 議案第60号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

○議長（立山秀喜君） 日程第15、議案第60号、令和3年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、令和3年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

### 日程第16 議案第61号 令和3年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（立山秀喜君） 日程第16、議案第61号、令和3年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、令和3年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、令和3年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

**日程第17 議案第62号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について**

○議長（立山秀喜君） 日程第17、議案第62号、令和3年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和3年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

**日程第18 議案第63号 令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について**

○議長（立山秀喜君） 議案第63号、令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、令和3年度南関町浄化槽整備事業推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

**日程第19 議案第64号 令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に**

ついて

○議長（立山秀喜君） 日程第19、議案第64号、令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第20 議案第65号 令和3年度南関町下水道事業会計決算認定について

○議長（立山秀喜君） 日程第20、議案第65号、令和3年度南関町下水道事業会計決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、令和3年度南関町下水道事業会計決算認定については原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第21 議案第66号 令和4年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第21、議案第66号、令和4年度南関町一般会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、令和4年度南関町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第67号 令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第22、議案第67号、令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第68号 令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第23、議案第68号、令和4年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

**日程第24 議案第69号 令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について**

○議長（立山秀喜君） 日程第24、議案第69号、令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

**日程第25 議案第70号 令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（立山秀喜君） 日程第25、議案第70号、令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）



については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第26 議案第71号 令和4年度南関町下水道事業補正予算(第2号)について**

○議長(立山秀喜君) 日程第26、議案第71号、令和4年度南関町下水道事業補正予算(第2号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(立山秀喜君) 討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(立山秀喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、令和4年度南関町下水道事業補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第27 議員派遣の件について**

○議長(立山秀喜君) 日程第27、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。議員派遣の件については、御手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思えます。御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(立山秀喜君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、御手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

**日程第28 委員会報告について**

**「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」**

**陳情第7号(令和4年5月24日受理) ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書**

○議長(立山秀喜君) 日程第28、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました、陳情第7号、令和4年5月24日受理。ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎君。

○5番議員(北原浩一郎君) 委員会報告を行います。

令和4年9月12日。南関町議会議長、立山秀喜様。南関町文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定し

たので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第7号、付託年月日、令和4年5月27日。件名、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書。審査の結果、継続。委員会の意見、小・中学校の現状及び教職員の現場の実情を調査した上で、根本的な原因を考える必要があるため、以上です。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから陳情第7号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は、継続審査とすることです。委員長報告のとおりです。

継続審査とすることに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、陳情第7号、令和4年5月24日受理、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書は、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） お諮りします。ただいま文教厚生常任委員会委員長他から、閉会中の継続審査など5件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査など5件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

[ 議案書配布 ]

○議長（立山秀喜君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

議会事務局長。

[ 議案書朗読 ]

○議会事務局長（橋本清孝君） はい。それでは、追加日程第1から追加日程第5までの議案名を読み上げます。

追加日程第1 閉会中の継続審査について 文教厚生常任委員会、陳情付託の件。

陳情第7号、令和4年5月24日受理、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書。

- 追加日程第2 閉会中の継続調査について 文教厚生常任委員会  
追加日程第3 閉会中の継続調査について 総務産業常任委員会  
追加日程第4 閉会中の継続調査について 広報常任委員会  
追加日程第5 閉会中の継続調査について 議会運営委員会

以上であります。

○議長（立山秀喜君） 配付漏れはありませんか。  
[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第7号（令和4年5月24日受理）ゆたかな学びの実現・教職員定数改善  
を図るための、2023年度政府予算にかかる意見書

○議長（立山秀喜君） 追加日程第1、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第7号、令和4年5月24日受理の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第2 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第2、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第3 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

#### 追加日程第4 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会から、委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

#### 追加日程第5 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに。

御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第7回南関町議会定例会を閉じます。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前10時59分